

○伊豆市議会基本条例（平成28年伊豆市条例第23号）

平成3年7月1日公布 条例第22号

改正後	改正前
<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理 （議会の活動原則）</p> <p>第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 市民の代表機関であることを認識し、市民等の多様な意見を的確に把握するとともに市政に反映させるよう努めること。</p> <p>(2) 公正性及び透明性を確保するとともに、情報公開と情報発信を積極的にいき、市民等にかかれた議会議を指すこと。</p> <p>(3) 市長等に対し適切な行政運営が行われているかを監視すること。</p> <p>(4) 政策立案及び政策提言に関する機能の強化を図ること。</p> <p>(5) 市民等に分かりやすい議会議運営に努めること。</p> <p>(6) 市民等に信頼される議会議を指し、議会議改革を推進すること。</p> <p><b>（災害時の議会議対応）</b></p> <p><b>第4条の2 議会議は、災害時においても、議会議機能を的確に維持しなければならない。</b></p> <p><b>2 災害時の議会議の行動基準等については、伊豆市議会議業務継続計画で定める。</b></p> <p>（委員会の活動）</p> <p>第5条 議会議は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。</p> <p>2 常任委員会議は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査を実施し、政策立案及び政策提言を行うこと。</p> <p>3 議会議は、常任委員会議、特別委員会議等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。</p> <p>4 委員会議に関しては、別に伊豆市議会議委員会条例（平成16年伊豆市条例第189号）で定める。</p> <p>第6条から第27条まで 略</p>	<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理 （議会の活動原則）</p> <p>第4条 議会議は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 市民の代表機関であることを認識し、市民等の多様な意見を的確に把握するとともに市政に反映させるよう努めること。</p> <p>(2) 公正性及び透明性を確保するとともに、情報公開と情報発信を積極的にいき、市民等にかかれた議会議を指すこと。</p> <p>(3) 市長等に対し適切な行政運営が行われているかを監視すること。</p> <p>(4) 政策立案及び政策提言に関する機能の強化を図ること。</p> <p>(5) 市民等に分かりやすい議会議運営に努めること。</p> <p>(6) 市民等に信頼される議会議を指し、議会議改革を推進すること。</p> <p>（追加）</p> <p>（委員会の活動）</p> <p>第5条 議会議は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。</p> <p>2 常任委員会議は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査を実施し、政策立案及び政策提言を行うこと。</p> <p>3 議会議は、常任委員会議、特別委員会議等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。</p> <p>4 委員会議に関しては、別に伊豆市議会議委員会条例（平成16年伊豆市条例第189号）で定める。</p> <p>第6条から第27条まで 略</p>

